

第3期厚沢部町障害者活躍推進計画

令和6年4月1日
厚 沢 部 町 長

機関名	厚沢部町
任命権者	厚沢部町長 佐藤正秀
計画期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
厚沢部町における障害者雇用に関する課題	厚沢部町においては、これまで中途障害者となったものがあったことから、障害者に限定した募集・採用は行っていなかったが、法定雇用率に対しての必要雇用人数は達している一方で、法定雇用率は未達成である。 また、中途障害者については、これまで個別に対応してきており、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。 法定雇用率は、経過措置により段階的に引き上げられることから、引き続き新規採用及び定着に向けた体制整備や各種取組が必要なほか、障害をもたない職員が障害について理解する必要がある。
目標	
①採用に関する目標	○各年度：法定雇用率以上（各年6月1日時点） （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務財政課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものに障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○厚沢部町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。